第４次長崎県犯罪のない

安全・安心

まちづくり行動計画

～犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指して～

令和３年度　～　令和７年度

令和３年３月

長崎県

犯罪のない
日本一安全・安心な
長崎県を目指して

長崎県知事
中村法道

県民の皆様が安全・安心を実感できるまちづくりを進めていくため、令和３年度からの５年間で取り組む施策等の方向性を示した「第４次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」を策定いたしました。

本県では、県民、事業者等の皆様と行政が連携・協力して、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するという基本理念のもと、これまで３次にわたる「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」において、「自分の安全は自分で守る」という意識づくり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域づくり、「犯罪にあわない・起こさせない」という環境づくりに取り組んでまいりました。

その結果として、本県の刑法犯認知件数は、毎年減少し、令和元年には戦後最少となるなど着実な治安情勢の改善が見られ、全国トップクラスの治安水準を維持しております。これは、県民の皆様が安全で安心して暮らすうえで極めて重要なことであるとともに、国内外から訪れる方々にも安心感を与え、観光立県として本県の大きな強みとなります。

一方で、ストーカー、配偶者からの暴力のほか、サイバー犯罪や新たな手口による特殊詐欺事件が発生するなど犯罪の複雑化・多様化が見られており、また、子供や女性、高齢者や障害者など本来であれば配慮されるべき人々が被害者となる事件が発生しており、そのような犯罪に的確に対処していく必要があります。

この第４次行動計画では、これまでの取組に加えて、社会情勢に的確に対応した新たな取組等を盛り込んでおり、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの更なる推進に力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、県民、事業者等の皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議」の委員の皆様をはじめ、関係皆様から貴重なご意見やご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和３年３月

第４次 長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画

目　次

第１章　計画策定の趣旨 ……1

第２章　計画の性格 ……2
- 第１節　目 標
- 第２節　指 標
- 第３節　計画への反映
- 第４節　計画期間

第３章　犯罪の現状と防犯活動の取組 ……4
- 第１節　犯罪情勢
- 第２節　犯罪発生の背景等
- 第３節　防犯活動の状況
- 第４節　防犯に配慮した生活環境整備の状況

第４章　犯罪のない安全・安心まちづくりの展開方向 ……17
- 第１節　県、県民、事業者の責務
- 第２節　基本方向
- 第３節　施策の基本体系
- 第４節　計画の内容
  - １ 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『意識づくり』……19
    - (1) 自主防犯意識の啓発
    - (2) 規範意識の向上
    - (3) 安全情報等の提供
  - ２ 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『地域づくり』……24
    - (1) 地域における連帯感の向上
    - (2) 地域の防犯・安全活動の促進
    - (3) 子供・女性を守る取組の推進
    - (4) 子供を健やかに育てるための取組の推進
    - (5) 高齢者・障害者が安全で安心して暮らせる取組の推進
  - ３ 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『環境づくり』……32
    - (1) 犯罪の防止に配慮した道路等づくり
    - (2) 犯罪の防止に配慮した住宅の普及
    - (3) 犯罪の防止に配慮した商業施設等の環境整備促進
    - (4) 学校等における子供の安全確保のための取組の推進
    - (5) 通学路等における子供の安全確保のための取組の推進
    - (6) 観光旅行者等の安全を確保するための取組の推進

第５章　推進体制 ……39
- 第１節　長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議
- 第２節　長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進会議
- 第３節　市町との連携
- 第４節　事業者との連携

第６章　数値目標 ……40

【参考資料】
- １　長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例 ……42
- ２　推進体制 ……47
  - (1) 長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議規約
  - (2) 長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進会議要綱

第１章　計画策定の趣旨

平成 17 年４月に施行した「長崎県犯罪のない安全･安心まちづくり条例」は、県や市町、県民や事業者等が連携･協力して「犯罪のない安全･安心まちづくり」を推進するという基本理念を掲げています。

この条例に基づき、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県は平成18年度に第１次となる「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、以降は５年ごとに、犯罪や社会の情勢の変化及びこれまでの取組の成果・課題を踏まえながら行動計画を改定し、犯罪のない安全・安心まちづくりの総合的な展開を進めてきました。

その結果として、刑法犯認知件数は毎年減少を続け、令和元年には戦後最少となるなど、着実な治安情勢の改善が見られました。

しかし、一方で、ストーカーや配偶者からの暴力等の事案の受理件数は高止まりの状態にあるほか、匿名性や潜在性という特性をもつサイバー犯罪や新たな手口による特殊詐欺が発生するなど、犯罪の複雑化・多様化が見られています。また、子供や女性のみならず、高齢者や障害者など、本来であれば配慮されるべき人々が家庭や施設等で被害者となる事件も発生しています。

このような中、犯罪のない安全・安心な長崎県を将来にわたり持続し発展させていくためには、これまでの取組に加えて、刑法犯認知件数だけでは計ることができない事案を防止する取組も求められており、特に子供や女性、高齢者や障害者など、防犯上の観点から特に配慮を要する人に対する安全対策を充実させる必要があります。

本計画は、このような本県の現状やこれまでの取組の成果を踏まえ、社会情勢に的確に対応した取組を推進し、犯罪のない安全・安心な長崎県を実現するため、第４次の行動計画として策定するものです。

第２章　計画の性格

第１節　目 標

犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指します。

第２節　指 標

刑法犯認知件数における全国トップレベルの治安水準の維持

※　平成 28 年から令和元年までの間の長崎県内の刑法犯認知件数における人口 10 万人当たりの割合は、全国で低い方から第２位又は第３位と全国トップレベルの治安水準を維持しています。この指標は、さらに犯罪の発生件数を減らしつつ、全国トップレベルの治安水準を維持するために設定したものです。

目標を達成するために、犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた意識づくり・地域づくり・環境づくりの基本方向ごとの施策に可能な限り数値目標を設定し、取り組むこととしています。

第３節　計画への反映

計画の策定に当たっては、以下の意見等を反映させています。

１　県民の意見を反映

この計画は、本県の犯罪情勢や長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議、パブリックコメント等における意見を踏まえて策定したものです。

２　ＳＤＧｓの反映

世界的に取り組む持続可能な開発目標であるＳＤＧｓの理念は本県の施策を進めていく上でも重要な観点であり、ＳＤＧｓの理念を踏まえながら計画を策定・推進します。

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）について

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）は、2015 年（平成２７年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

この目標は、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

子供や女性への暴力の排除等を掲げるＳＤＧｓ達成に向けた取組は、犯罪のない安全・安心なまちづくりに資するものであり、本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことがＳＤＧｓの推進につながるものと考えています。

ＳＤＧｓの理念を踏まえながら各種施策を推進し、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現していくとともに、国際社会の一員として、ＳＤＧｓの達成に貢献していくこととしています。

なお、本計画に掲げる子供や女性への暴力の排除等の施策に関連するＳＤＧｓの目標は次のとおりです。

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

第４節　計画期間

計画の期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とします。ただし、計画の途中でも、施策によっては、社会情勢等の変化に柔軟に対応し、見直しを図ることにしています。

第３章　犯罪の現状と防犯活動の取組

第１節　犯罪情勢

1　県内における犯罪の発生状況

（１）　刑法犯認知件数の推移

刑法犯認知件数は、平成期のピークである平成 15 年以降、毎年減少を続け、令和元年は 3,394 件（戦後最少）と、ピーク時の約 23 パーセントに減少し、人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数である犯罪率は、全国で低い方から第３位となっています。

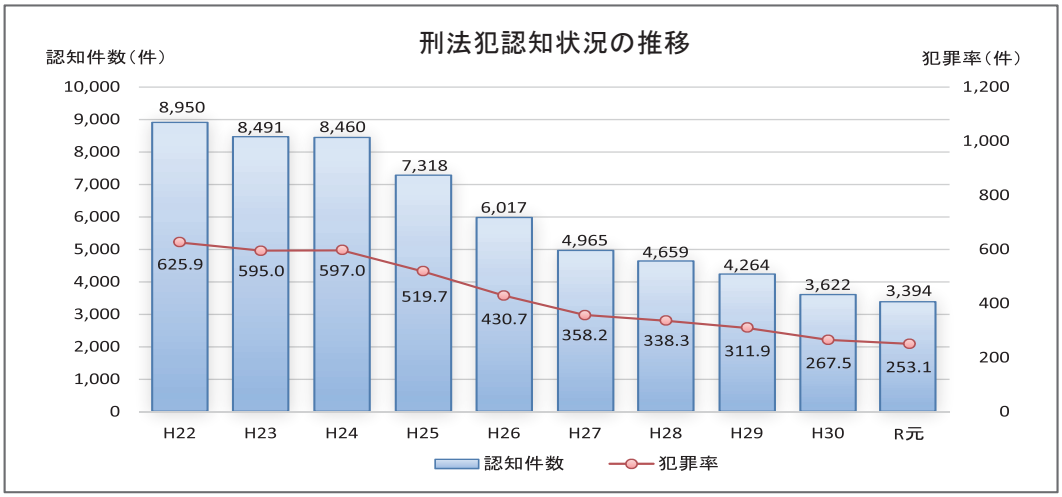

注）刑法犯認知件数とは、窃盗、強盗、殺人などの刑法犯について、被害の届け出、告訴、告発、その他により、警察が犯罪の発生を認知した事件数をいいます。

（２）　窃盗犯の発生状況と無施錠による被害状況

窃盗犯の総数は、刑法犯認知件数の減少に応じて減少傾向にありますが、例年、全刑法犯の６～７割と高い割合を占めています。

また、窃盗犯のうち、住宅を対象とする侵入盗、車上ねらいや自転車盗の被害の多くは、無施錠状態で被害に遭う傾向が続いています。

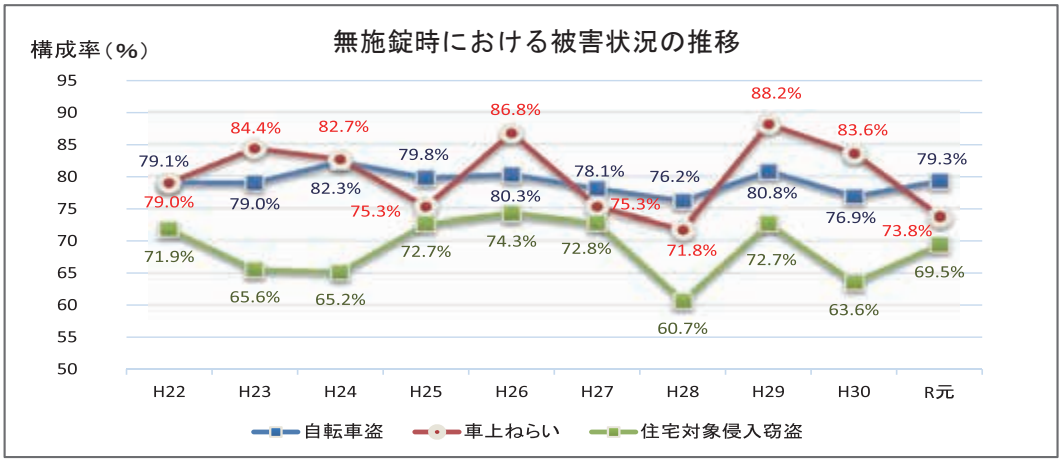

2 刑法犯検挙状況

刑法犯検挙件数は、認知件数の減少に伴い減少傾向にありますが、令和元年の検挙率は、全国で高い方から第４位と高い治安水準を維持しています。

また、刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の占める割合は減少傾向にある一方で、高齢者の割合は年々増加傾向にあり、平成 26 年以降、６年連続で高齢者の検挙人員が犯罪少年の検挙人員を上回っています。

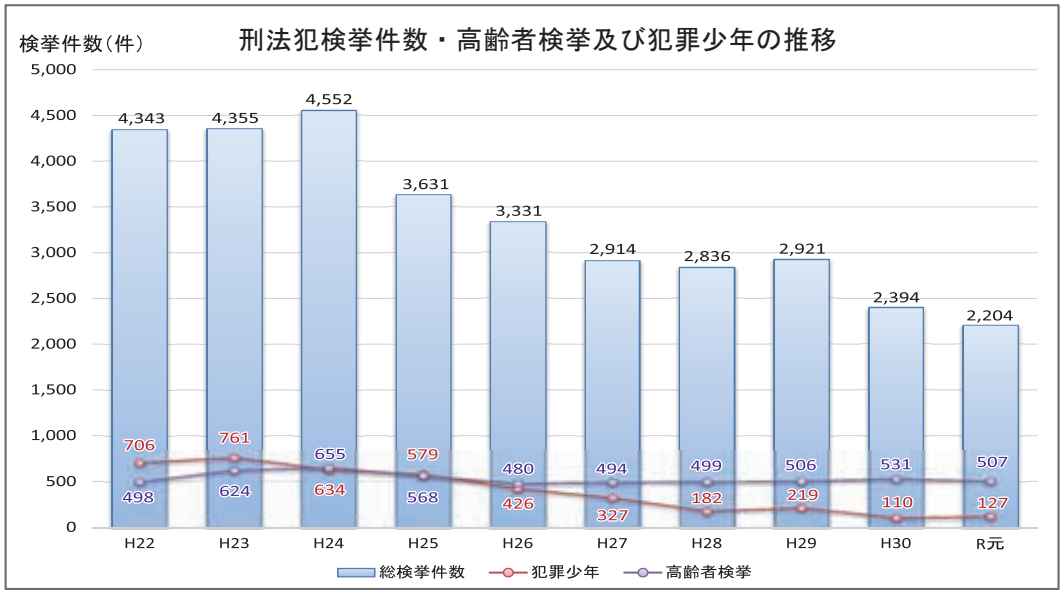

注）検挙率とは、認知件数に対する検挙件数の割合をいいます。
注）犯罪少年とは、罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の者をいいます。
注）高齢者とは、ここでは 65 歳以上の者をいいます。

3 少年非行の状況

刑法犯少年の検挙・補導人員は、年々減少傾向にありますが、触法少年は平成 30 年以降、刑法犯少年総数の３割を超えており、その割合が高くなっています。

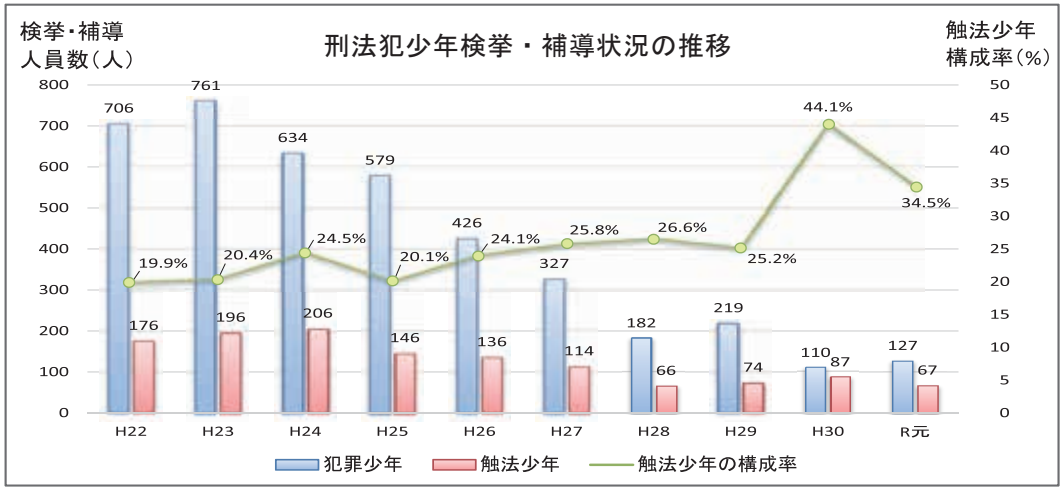

注）刑法犯少年とは、刑法に規定する罪に触れる行為をした触法少年及び罪を犯した犯罪少年をいいます。
注）犯罪少年とは、罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の者をいいます。
注）触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者をいいます。

4 特殊詐欺の発生状況

特殊詐欺事件の認知件数は、平成 27 年をピークに減少傾向にありますが、犯行手口は年々変化し、巧妙化・複雑化するなどして被害が全年齢層に広がっています。

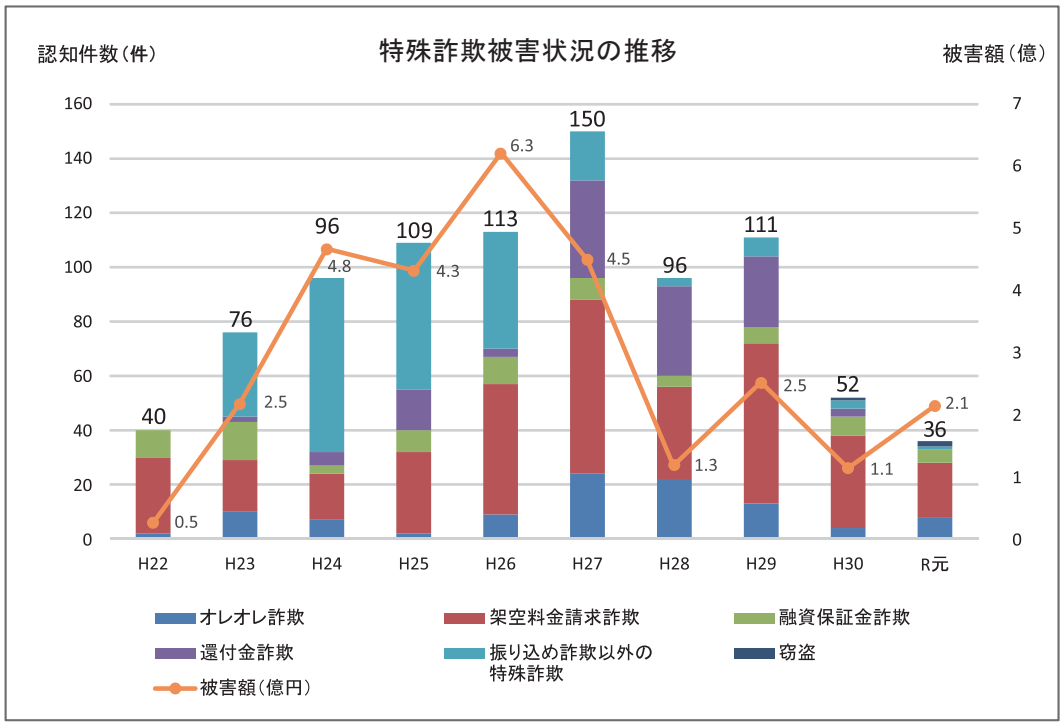

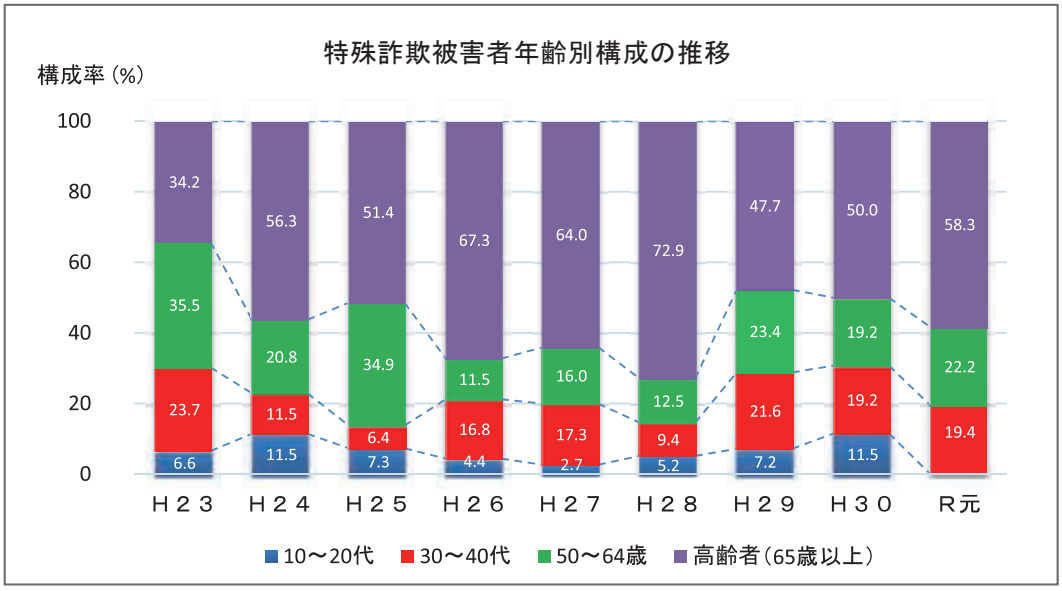

注）特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を盗む窃盗を含む。）の総称です。

注）特殊詐欺の類型は、令和２年１月から「オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗」に分類されています。

5 ストーカー事案、配偶者からの暴力事案の発生状況

重大事件に発展する危険性があるストーカー事案や配偶者からの暴力事案は、平成 24 年頃から警察への相談件数が増加し、高止まりの状態となっています。

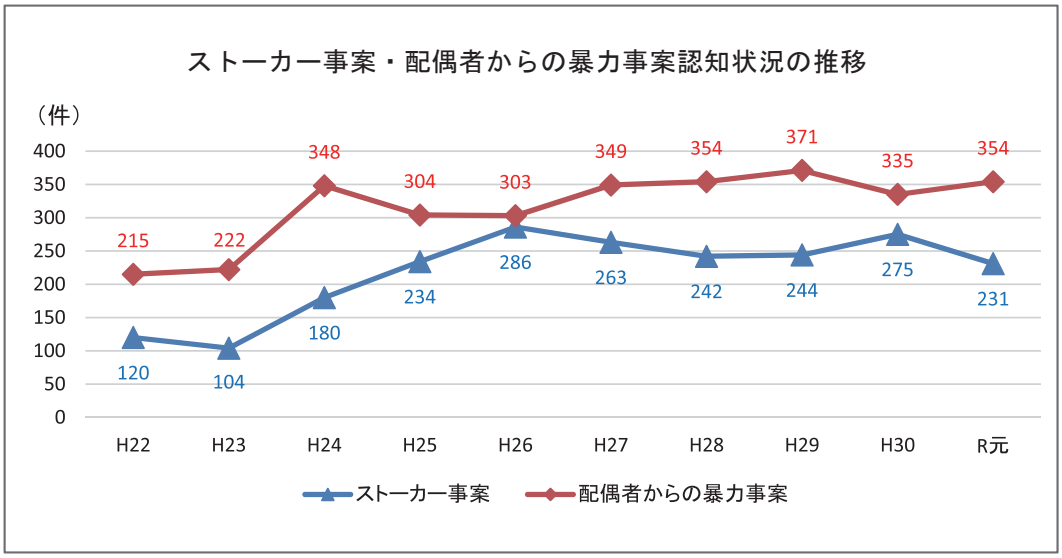

6 声掛け事案等の発生状況

声掛け事案等は、子供・女性が被害の対象となる誘拐事件や性犯罪の前兆事案といわれており、令和元年の発生件数は前年と比較して減少していますが、この 10 年間は、増減を繰り返しながら徐々に増加しています。

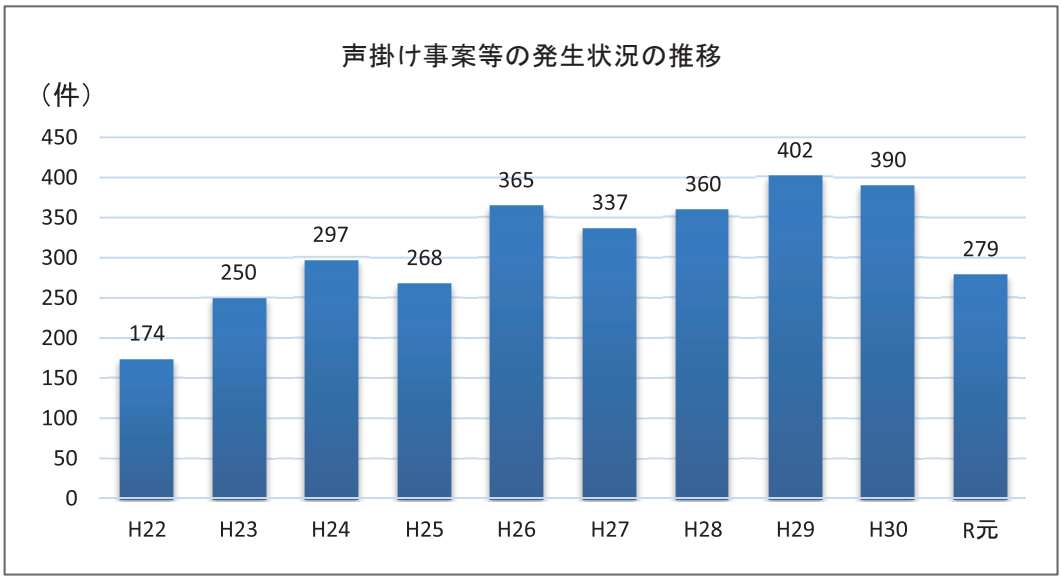

注）声掛け事案等とは、声掛け、つきまとい・立ちふさがり、待ち伏せ・見張り、誘い込み、卑猥な言動、露出、はいかい、盗撮、のぞき見、その他（手招き、手･腕掴み、いたずら、不審者、容姿撮影など）をいいます。

7 サイバー犯罪の発生状況

広域性・匿名性・潜在性という特性をもつサイバー犯罪は、年々、悪質・巧妙化しており、サイバー犯罪に関連する相談件数は、平成 26 年以降、2,000 件を超えており、それに伴い、サイバー犯罪の検挙件数も増加傾向にあります。

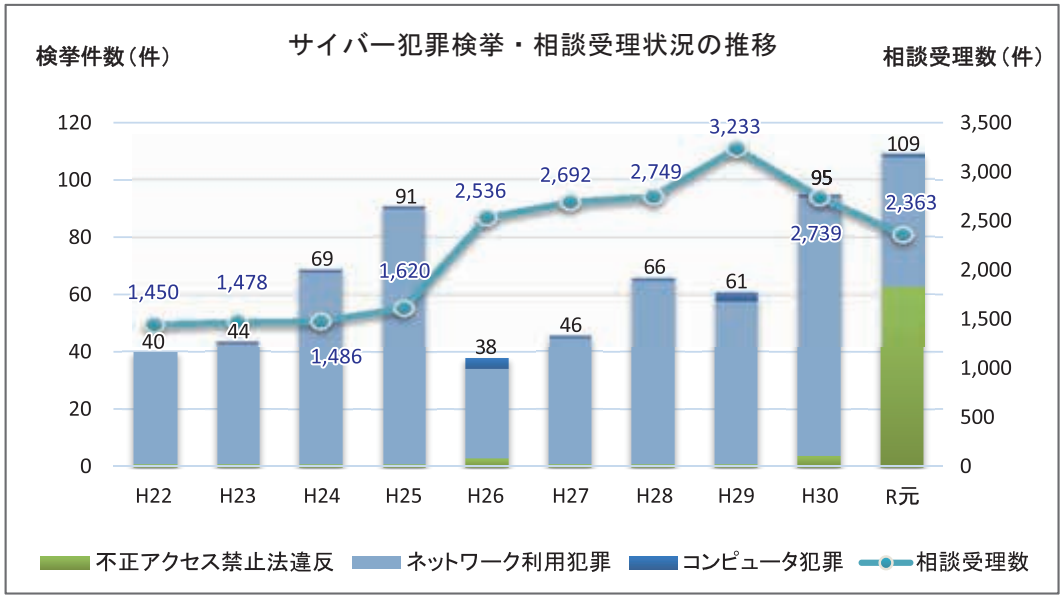

注）サイバー犯罪とは、インターネットを利用した犯罪、コンピュータや電磁的なデータを対象とした犯罪など、情報技術を利用した犯罪をいいます。

8 虐待への対応状況

（1） 児童虐待

県内の児童相談所における虐待相談対応件数は、年々増加しており、令和元年度の相談対応件数は 1,053 件で過去最多となっています。

なお、近年の増加の要因の一つに、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力事案（面前DV）について、警察からの通告件数が増加したことが考えられます。

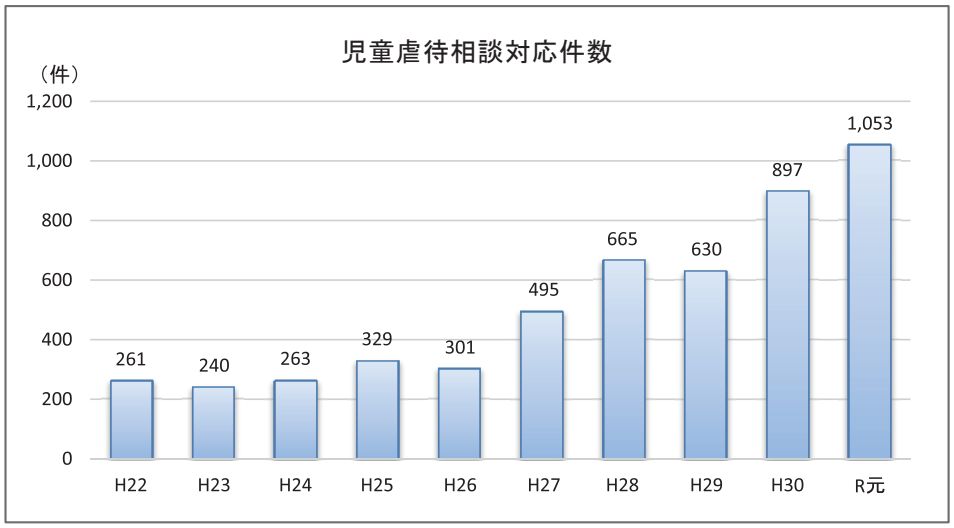

（2） 高齢者虐待

養護者（家族、親族、同居人等）による高齢者虐待に関する相談･通報件数は、直近５年間が約 250 から 270 件台で推移しており、高止まりの状態となっています。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は増加傾向にあります。

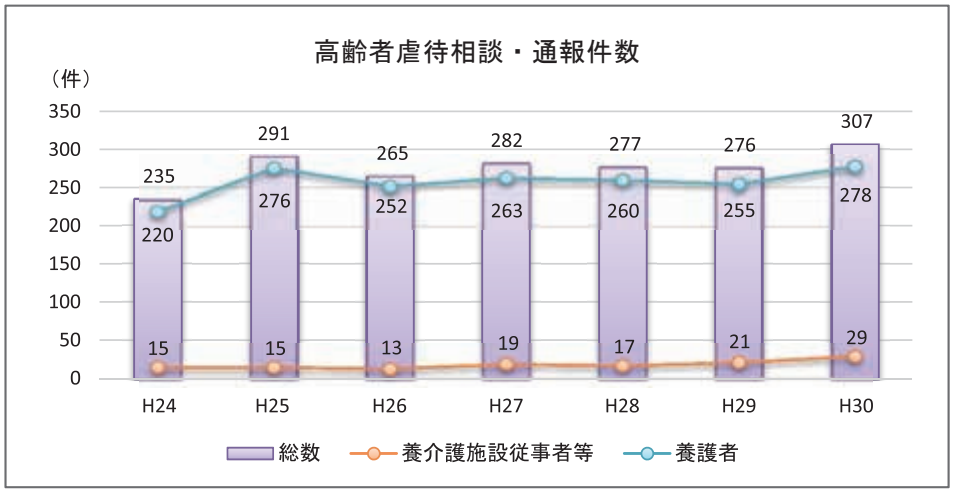

（3） 障害者虐待

障害者虐待の相談・通報件数は増加傾向にあり、特に、平成 29 年度以降、障害者福祉施設従業員等による障害者虐待の相談・通報等は全体の約半数を占めています。

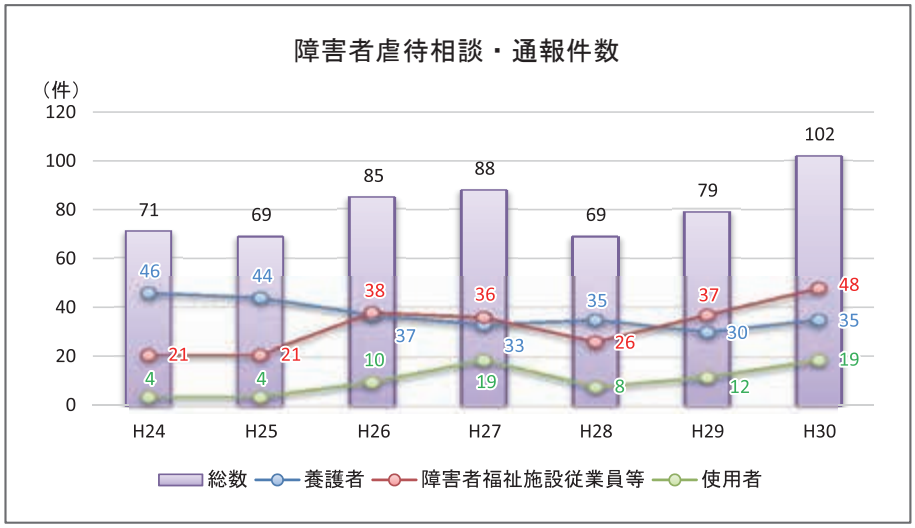

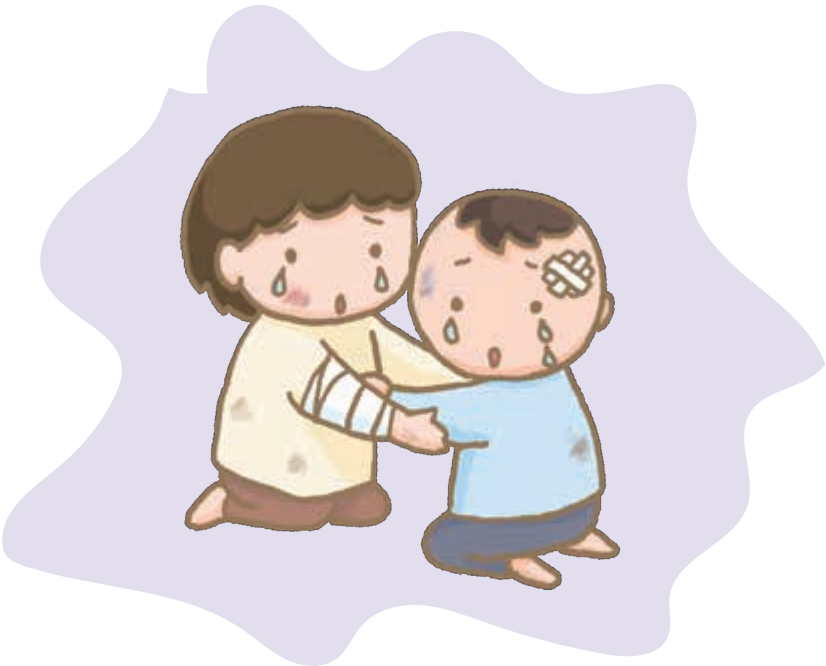

第２節　犯罪発生の背景等

犯罪が発生する要因や背景には、一般的に次のことが考えられます。

1 自主防犯意識の不足

刑法犯認知件数が毎年減少を続けるなど、着実な治安情勢の改善は見られていますが、依然として、盗難被害状況において無施錠による被害の割合が高く、このような背景には、「自分は被害に遭わないだろう」という過信や油断が考えられます。

2 社会全体の規範意識の低下

近年の急激な社会環境の変化や、これに伴う高ストレス社会を背景に、従来、犯罪抑止に大きな役割を果たしてきた高い規範意識が低下していると言われており、社会全体が他人の迷惑を顧みない行為、小さな違反や犯罪などを見過ごすことにより、住民の規範意識の低下や犯罪への抵抗感をなくすことにつながり、犯罪の起きやすい環境を誘引すると考えられます。

3 地域における連帯感の希薄化

近年の少子・高齢化の進展に伴う核家族化、生活様式の多様化、都市化などにより、社会が「個」や多様性への指向を強める中、地域の人間関係が薄れ、周囲に無関心の傾向が強まることにより、かつて良好な治安を支えてきた社会の連帯感が希薄化していると言われています。このような社会状況は、社会的な孤立感・疎外感を持つ住民の増加につながり、犯罪の発生要因になると考えられています。

4 犯罪を誘発する環境

道路、公園、駐車場などの公共空間における死角や商業施設などにおける施設管理者の目の届かない場所では、犯罪の発生が懸念されます。

5 サイバー空間の脅威の深刻化

インターネットを始めとする情報通信技術は、県民の生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着しており、サイバー空間が日常生活の一部となる一方で、匿名性や潜在性が強いことから、犯罪に巻き込まれるリスクが増大しています。

注）情報通信技術「Information and Communication Technology（ICT）」とは、通信技術を活用したコミュニケーションのことを指し、インターネットのような通信技術だけでなく情報処理を利用した産業やサービスなどの総称です。

第３節　防犯活動の状況

1 防犯ボランティアの活動

地域の防犯ボランティア団体や防犯活動に参加する人の多くは、地域の高齢者で支えられているところ、新たな担い手不足により、地域の防犯ボランティア団体数や構成員数が減少し、防犯活動が低調になりつつあります。

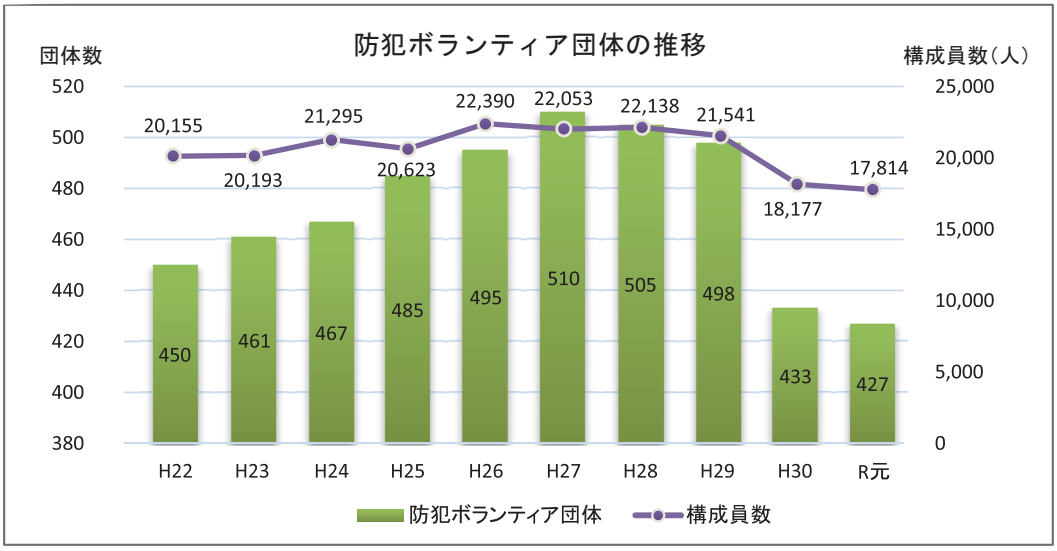

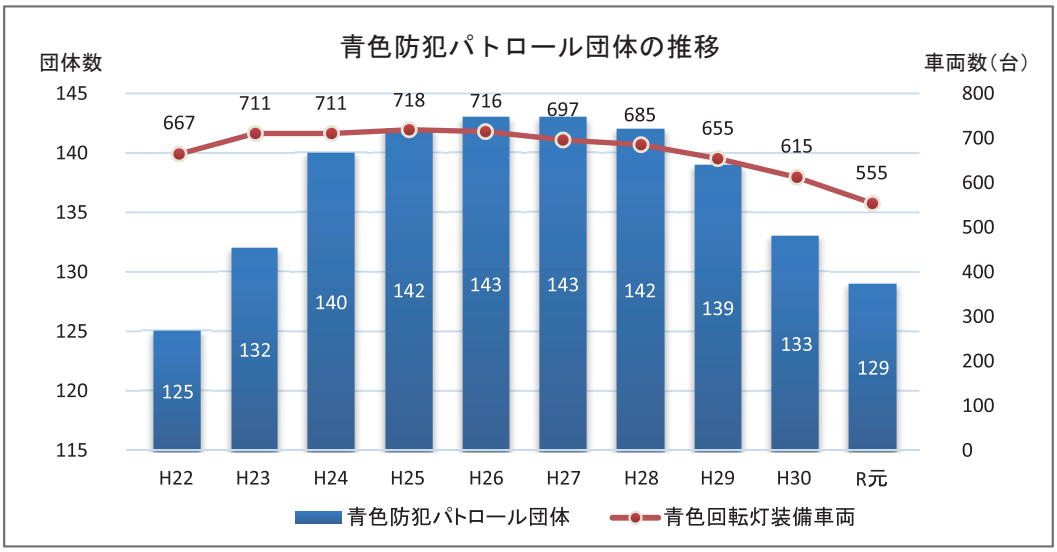

今後、地域の一人ひとりが「自分たちのまちの安全は自分たちで守る」という気運や取組意欲を醸成し防犯活動を持続させていくためには、世代を問わず防犯ボランティア活動への参加を促すとともに、日常生活の中で地域を見守る「ながら見守り」など、地域の一人ひとりが気軽に安全・安心まちづくりに参加できる取組を推進していくことが重要です。

〈防犯ボランティアの活動の様子〉

2 事業者等による活動

事業者や各種団体等は「長崎県犯罪のない安全･安心まちづくり推進県民会議」において、県民や行政等と情報交換、連携・協力を図りながら、防犯カメラの設置や夜間の照明点灯による犯罪の抑止、犯罪に強い施錠設備の普及に向けた広報、防犯研修会の開催、キャンペーンへの参加、通学路の見守り活動など自主的な活動に取り組んでいます。

地域の防犯活動の担い手不足が懸念される中、事業者等による社会貢献活動の一環としての防犯活動は、新たな防犯活動の担い手として大いに期待されています。

〈通学路の見守り活動〉

3 市町における安全・安心まちづくり

県内の全市町に安全・安心まちづくり条例が制定され、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的・計画的に推進するための行動計画や推進体制を整備した市町もあります。

市町では、住民に対する安全情報等の発信及び防犯ボランティアや自治会等地域の自主防犯活動を行っている団体の活動支援などのソフト面並びに道路、公園、駐車場・駐輪場の整備・改善及び防犯設備の整備などのハード面を通じて安全・安心まちづくりを推進しています。

これらの取組は、社会の連帯感が希薄化しつつある中、住民の防犯意識を醸成するとともに、地域コミュニティの再生を図りながら、互いに助け合い、支え合う地域づくりを推進していく上で、ますます重要になっています。

〈安全安心まちづくり協議会〉

4 防犯上配慮を要する人の安全の確保

子供や女性、高齢者や障害者など、防犯上配慮を要する人の安全を確保するために、各種会合や防犯講習会、キャンペーン等の機会に、安全情報の提供や広報啓発を行い、防犯意識を高める取組を推進しています。

ストーカーや配偶者からの暴力事案、性犯罪、虐待など子供や女性、高齢者や障害者が被害に遭う事件は全国的に後を絶たないことから、関係機関による相談窓口の充実強化を図るとともに、多重的な見守りネットワークによる見守り活動を推進する必要があります。

〈高齢者宅への訪問活動〉

注）多重的な見守りネットワークとは、行政、関係機関・団体、民間事業者などが連携して、地域全体で支援を必要とする人を日常的に見守る体制をいいます。

5 サイバー空間における安全の確保

サイバー空間における犯罪被害を未然に防ぎ、県民にインターネット利用に係る正しいマナーを身に付けてもらうため、学生など若い世代を対象としたサイバーセキュリティに関する知識を備えた人材の育成や講話を始めとする効果的な広報･啓発活動に取り組んでいます。

また、民間企業･団体、研究機関とサイバーセキュリティに関する情報共有、意識向上等について連携・協力するための体制を構築するなどの取組を推進しており、今後も引き続き、インターネットの安全な利用方法の啓発に取り組んでいく必要があります。

〈サイバーセキュリティ講話〉

6 犯罪被害者等に対する理解の増進

犯罪被害者及びその家族が、身体に対する直接的な被害だけでなく、様々な二次被害にも苦しんでいる現状にあり、そのような犯罪被害者等が置かれている状況を広く周知し、県民の理解の促進を図るため、民間支援団体等と連携して、シンポジウムや講演会等を開催するなどして、社会全体で支えあう気運の醸成に取り組んでいます。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を過ごせるようにするためには、支援活動に加えて、誰もが被害者等になり得るという認識を持ち、みんなで支えあう社会をつくることが重要であり、今後も引き続き、教育活動や広報啓発活動などを積極的に展開し、犯罪被害者等支援に対する県民及び事業者の理解を促進する取組を推進していく必要があります。

〈犯罪被害者遺族の手記パネル展〉

第４節　防犯に配慮した生活環境整備の状況

1 安全・安心まちづくり防犯指針

県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準や児童、生徒、幼児等の安全を確保するため、必要な方策を６つの「指針」として示し、その普及を図っています。

Ⅰ　犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針
Ⅱ　犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針
Ⅲ　犯罪の防止に配慮した大規模商業施設の構造、設備等に関する指針
Ⅳ　学校における児童等の安全確保のための指針
Ⅴ　児童福祉施設における児童等の安全確保のための指針
Ⅵ　通学路等における児童等の安全確保のための指針

基本的な考え方

◎監視性の確保（見通しの確保）
　植栽の剪定、塀の高さ、照明設備、防犯カメラの設置　等
◎領域性の確保（協働意識の向上）
　地域コミュニティの形成　等
◎接近・侵入の制御（犯罪企図者の接近防止）
　柵・フェンスの設置、足場となる屋外設備の排除　等
◎被害対象の強化・被害回避（防犯設備等の整備）
　防犯性能の高い建物部品・警報装置の活用　等

2 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

防犯カメラは犯罪抑止に有用な設備であり、県内では各所に防犯カメラが自主的に設置されています。しかしその一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されることに不安を感じる方もいます。

県では、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定しています。

【防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項】

①　設置目的の設定と目的外利用の禁止
　設置目的を明確に定め、目的に逸脱した利用を禁止する。
②　設置場所、撮影範囲
　取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあるため、不必要な画像が撮影されないようにする。
③　防犯カメラを設置していることの表示
　犯罪の抑止効果及びプライバシー保護の観点から必要。
④　管理責任者の指定、操作取扱者の指定
　防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため必要。

第４章　犯罪のない安全・安心まちづくりの展開方向

第１節　県、県民、事業者の責務

1 県の責務

県は、市町及び県民等と連携し、県民による自主的な防犯活動の促進、犯罪の機会を減らす都市環境づくりの推進、県民と行政の協力関係の確立など、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を実施します。

2 県民の責務

県民は、自分が犯罪に遭わないよう自分の行動に気をつけることと、自分たちのまちは自分たちで守るとの意識をもって地域づくりの整備や地域での諸活動に参加するとともに、県が実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する総合的な施策に協力することが求められています。

3 事業者の責務

事業者は、営業する施設等において、犯罪の起きにくい環境の整備や、地域の一員として、自分たちのまちは自分たちで守るとの意識をもって地域づくりの整備や地域での諸活動に参加するとともに、県が実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する総合的な施策に協力することが求められています。

第２節　基本方向

県と市町、県民及び事業者が連携協力し、次の事項を基本として推進します。

1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『意識づくり』

「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識と規範意識を高めていきます。

2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『地域づくり』

お互いを守り、支えあい、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域づくりをすすめます。

3 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『環境づくり』

「犯罪にあわない、起こさせない」ための環境づくりをすすめます。

第３節　施策の基本体系

計画は、３つの取組（犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた意識づくり・地域づくり・環境づくり）の基本方向ごとに施策を体系化しています。

犯罪のない安全・安心まちづくり

【基本方向】	【施　策】	【事　業】
意識づくり	自主防犯意識の啓発	①自主防犯意識の高揚 ②防犯講習会等の開催 ③各種会合等での啓発 ④広報・啓発活動の推進 ⑤ポスター、パンフレットの作成 ⑥自転車防犯登録制度の普及 ⑦施錠意識の啓発 ⑧施設管理者等の防犯意識啓発活動の推進
	規範意識の向上	①犯罪に手を染めない意識づくり ②サイバー空間におけるマナー・モラルの向上 ③交通ルールの遵守 ④薬物乱用防止対策の推進 ⑤非行防止教室の開催 ⑥学校における道徳教育の推進 ⑦人権尊重社会づくりに向けた啓発等の推進 ⑧犯罪被害者等への理解の増進
	安全情報等の提供	①安全情報等の提供 ②インターネットによる情報の提供 ③マスメディア等を通じた情報の提供 ④“新たな犯罪”の防止のための情報提供
地域づくり	地域における連帯感の向上	①地域コミュニティの基盤の強化 ②地域連帯の再構築 ③自主防災活動等の推進による地域の連帯感・絆の強化
	地域の防犯・安全活動の促進	①地域における防犯活動への支援 ②自主防犯活動の拡大 ③防犯ネットワークの拡大 ④環境保全による安全・安心まちづくり
	子供・女性を守る取組の推進	①子供・女性を対象とした防犯指導の実施 ②子供・女性に対する性犯罪等の対策の推進 ③子供・女性に対する暴力等事案の対策の推進 ④パトロール活動や見守り活動の充実・強化 ⑤子ども１１０番の家等の支援 ⑥子供を犯罪から守るための情報交換の実施 ⑦安全情報配信システムの有効活用 ⑧新聞販売店、コンビニエンスストア等のセーフティステーション活動の支援
	子供を健やかに育てるための取組の推進	①家庭教育支援事業の推進 ②ココロねっこ運動の推進 ③放課後児童クラブへの支援・設置支援 ④有害図書類等環境浄化の推進 ⑤インターネット上の有害情報対策の推進 ⑥メディア安全指導員の養成及び派遣 ⑦少年非行防止・健全育成活動の推進 ⑧少年の安全・安心を確保するための対策の推進
	高齢者・障害者が安全で安心して暮らせる取組の推進	①高齢者の孤立化防止対策の推進 ②高齢者の実態及びニーズの把握 ③保護対策の推進 ④独居高齢者等の援助活動の推進 ⑤犯罪被害防止のための電話相談や啓発活動の推進 ⑥高齢者の尊厳を保持するための取組の推進 ⑦障害者の尊厳を保持するための取組の推進
環境づくり	犯罪の防止に配慮した道路等づくり	①道路の整備 ②公園の維持・保全 ③駐車場の維持・保全 ④防犯カメラの設置拡充に向けた取組の推進 ⑤犯罪の防止に配慮した道路等に関する指針に基づく整備と普及
	犯罪の防止に配慮した住宅の普及	①安全・安心な共同住宅の整備 ②防犯機器の普及啓発 ③防犯設備士との連携 ④長崎県防犯住宅推進制度の普及啓発 ⑤住宅に関する指針に基づく整備と普及
	犯罪の防止に配慮した商業施設等の環境整備促進	①大規模商業施設等への防犯情報の提供、防犯対策の啓発 ②金融機関・深夜商業施設における防犯訓練及び防犯機能の向上 ③商店街振興組合等が行う街路灯、防犯カメラの設置支援 ④大規模商業施設に関する指針に基づく防犯環境整備の促進
	学校等における子供の安全確保のための取組の推進	①防犯訓練の実施 ②教職員等に対する防犯教室等の推進 ③児童生徒に対する相談体制づくりの推進 ④学校安全体制の整備促進 ⑤学校等に関する指針に基づく安全確保
	通学路等における子供の安全確保のための取組の推進	①子ども１１０番の家の周知徹底と安全マップの作成・更新 ②通学路等におけるパトロール・見守り活動の推進 ③通学路等における児童等の安全確保の要請 ④通学路等に関する指針に基づく整備と普及
	観光旅行者等の安全を確保するための取組の推進	①観光業界へのインターネットによる情報の提供 ②観光旅行者等の犯罪被害防止対策の推進 ③防犯検討会の開催、防犯設備の保守点検 ④修学旅行生の安全確保

第４節　計画の内容

１　犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『意識づくり』

１-（１）　自主防犯意識の啓発

①　自主防犯意識の高揚

県民一人ひとりが自主的に防犯への備えを行い、自分の安全は自分で守るとの意識の定着と、地域の安全活動を自ら率先して行うとの意欲を高めるため、市町及び県民等と連携・協力した取組を推進します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課）

②　防犯講習会等の開催

県民の自主防犯意識の向上と自主防犯活動への取組意欲を高めるための防犯講習会等を積極的に開催します。

防犯講習会は、聴講だけでなく参加体験型の研修や寸劇を取り入れるなど、わかりやすい講習となるように努めます。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課・少年課・サイバー犯罪対策課・地域課）

③　各種会合等での啓発

町内会、自治会等の単位で自主的に開催される各種会合等に参加し、特に注意を要する犯罪・交通情勢やその地区特有の犯罪発生状況など、身近な情報を積極的に提供して、自主防犯意識の啓発に努めます。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課・地域課・交通企画課）

④　広報・啓発活動の推進

毎年１０月１１日から１０月２０日までを「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」と定め、県民大会の開催やキャンペーンの実施など広報・啓発活動を推進します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課）

⑤　ポスター、パンフレットの作成

犯罪の実態に応じた防犯対策や、ふれあいに満ちた安全・安心なまちづくりを進めるため、印象に残るデザインや内容を工夫したポスター、パンフレットを作成します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、こども政策局こども未来課、警察本部生活安全企画課）

⑥　自転車防犯登録制度の普及

自転車の盗難防止、被害の早期回復に資する自転車防犯登録制度の普及に努めることにより、自分の財産は自分で守るという自主防犯意識の高揚を図ります。

（警察本部生活安全企画課・地域課）

⑦　施錠意識の啓発

無施錠に伴う窃盗犯など、一人ひとりの心がけで未然に防止することのできる犯罪から身を守るため、鍵かけ習慣の浸透に向けた取組を推進します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課・地域課）

⑧　施設管理者等の防犯意識啓発活動の推進

万引きや自転車盗など、犯罪が多く発生するおそれのある商業施設や駐輪場などの施設管理者に対して、「自分の施設で犯罪を起こさせない」という自主防犯意識を啓発する取組を推進します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課・地域課）

1-（2） 規範意識の向上

①　犯罪に手を染めない意識づくり

軽い気持ちで手を染めてしまう万引き・自転車盗や、ゴミのポイ捨て、落書きなどをしない、させない意識づくりに努めます。

また、意識づくりに向けて、地域における連帯感や絆を高めるとともに、関係機関・団体及び地域住民等と連携した啓発活動や少年や高齢者の見守り活動、再犯防止に向けた取組を推進します。

（県民生活環境部交通･地域安全課、警察本部生活安全企画課･少年課･地域課）

②　サイバー空間におけるマナー・モラルの向上

インターネット利用者の規範意識を高め、情報社会におけるルールやマナーを守り、インターネット上の違法情報、有害情報の浄化を図るため、幅広い世代に対して、講話の実施、各種メディア、チラシ・パンフレット等の活用等による広報啓発活動を推進します。

児童生徒に対しては情報モラル教育教材「ＳＮＳノート・ながさき」を学校の道徳の時間など様々な場面において活用し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努めます。

（教育庁児童生徒支援課、警察本部少年課・サイバー犯罪対策課）

③　交通ルールの遵守

交通安全教育、広報啓発活動、交通指導取締りを推進し、県民が交通ルールを遵守する規範意識の向上を図ります。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部交通企画課・交通指導課）

④　薬物乱用防止対策の推進

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、シンナーなど、薬物の乱用防止を図るため、児童生徒を始め、広く県民を対象とする薬物乱用防止教室等の開催やその支援、広報啓発活動を行います。

（福祉保健部薬務行政室、教育庁体育保健課、警察本部少年課）

⑤　非行防止教室の開催

児童生徒に対し、小さなルール違反やいじめ、万引きや乗り物盗、薬物乱用など、悪いことは悪いとの規範意識を醸成するため、学校、警察が連携し、少年補導職員、スクールサポーター等による非行防止教室を開催します。

（警察本部少年課）

⑥　学校における道徳教育の推進

本県道徳教育の指針を踏まえ、小中高１２年間を見通した道徳教育を推進し、命を大切にする心や思いやりの心をはぐくむとともに、人間としてのモラルや確かな規範意識を子供の発達段階に即しながら指導し、心豊かな長崎っ子を育成します。

（教育庁児童生徒支援課）

⑦　人権尊重社会づくりに向けた啓発等の推進

県民一人ひとりの人権が尊重され、相互の人権が共存する社会をめざし、学校や家庭、地域社会、職場などあらゆる場や機会において人権教育・啓発を推進します。

（県民生活環境部人権・同和対策課）

⑧　犯罪被害者等への理解の増進

誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪被害者等の声に耳を傾け、犯罪被害者等の支援に係る人材を育成するほか、県民に犯罪被害者等支援の必要性と意識の醸成を図ります。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部犯罪被害者支援室）

数値目標：サイバーセキュリティ講話の受講者数

平成29年から令和元年の平均		毎年
12,599人	→	13,000人以上

数値目標：交通安全教育の受講者数

平成27年から令和元年の平均		毎年
461,014人	→	42万人以上

数値目標：県民への薬物乱用防止に係る講演会等の開催回数

平成28年度から平成30年度の平均		令和７年度
108回	→	110回以上

数値目標：薬物乱用防止教室・非行防止教室の参加人数

令和元年		毎年
77,469人	→	８ 万人以上

数値目標：犯罪被害者等支援に関する広報・意識啓発活動の対象者数

令和元年度		毎年度
74,400 人	→	75,000人以上

1-（3） 安全情報等の提供

①　安全情報等の提供

県警ホームページのほか、地域の犯罪発生状況や防犯対策を中心に作成する生活安全ニュースや交番・駐在所で作成するミニ広報紙、交番速報等の安全情報の内容を一層充実して提供します。

また、県の広報誌への掲載等による県民への情報提供に努めます。

（総務部広報課、警察本部生活安全企画課・地域課）

②　インターネットによる情報の提供

県内の自治体、教育機関、事業所等の自主防犯活動に役立ててもらうよう、インターネットを通じて最新の犯罪発生状況や防犯対策等を提供します。

（県民生活環境部交通･地域安全課、警察本部生活安全企画課･人身安全対策課）

③　マスメディア等を通じた情報の提供

安全･安心に対する意識を高めるため、新聞、テレビ、ラジオ、県広報誌など、多種多様な広報手段を通じて県内の犯罪発生状況や防犯対策等の情報を提供します。

なお、市町広報誌にも掲載できるよう市町への情報提供も行います。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課）

④　“新たな犯罪”の防止のための情報提供

デジタル化が進む中で、情報通信を悪用したサイバー犯罪や、悪質・巧妙化しながら高齢者を中心として全年齢層に被害が広がる特殊詐欺などの“新たな犯罪”について、被害防止のための情報発信や広報啓発、関係機関との連携による安全対策を推進します。

（総務部情報システム課、県民生活環境部交通・地域安全課、
食品安全・消費生活課、警察本部生活安全企画課・サイバー犯罪対策課・地域課）

注）デジタル化とは、ＩＴの進化により様々なヒト・モノ・コトの情報がつながることをいいます。

数値目標：安全・安心に関する情報発信数

令和元年		毎年
3,442 件	→	3,500件以上

２　犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『地域づくり』

２-（１）　地域における連帯感の向上

①　地域コミュニティの基盤の強化

人口減少や少子高齢化により、集落や地域コミュニティの維持が難しくなるため、市町が中心となり、集落生活圏の中の様々な生活支援サービスや活動をつなぎ合わせ、地域住民主体による新しい地域運営の仕組みを形成する小さな拠点づくり、集落・地域コミュニティの維持・活性化を推進します。

（地域振興部地域づくり推進課、県民生活環境部交通・地域安全課）

②　地域連帯の再構築

地域の連帯を再構築し、絆を醸成するために、あいさつ運動や高齢者宅への訪問活動を通じた「声かけ」を推進します。

また、地域住民が共通の目的を有する活動を通じて交流を深めるため、子供会活動や少年スポーツ大会等各種イベントの地域住民の積極的な参加を推奨します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、こども政策局こども未来課、警察本部生活安全企画課・少年課）

③　自主防災活動等の推進による地域の連帯感・絆の強化

自主防災組織と自治会や町内会等の地域コミュニティ団体、事業所等が連携して行う防災訓練、研修会等に対する支援を実施するなど、自主防災活動、自主防災組織づくりを推進する中で、地域の連帯感・絆の強化を図ります。

（危機管理課）

数値目標：防災推進員の新規養成者数

令和２年度	→	令和７年度
120人		120人

２-（２） 地域の防犯・安全活動の促進

①　地域における防犯活動への支援

地域における自主防犯活動の活性化を図るため、防犯ボランティアに対する情報提供や合同パトロールの実施、市町や自治会等が行う防犯ボランティアの育成、講習会の開催に対する支援等、地域における防犯活動を支援します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課）

②　自主防犯活動の拡大

町内会、自治会等のほか、ＰＴＡや事業者等に対して、自主防犯活動の重要性を呼びかけるとともに、大学や事業者に対して防犯ボランティアの結成方法、活動ノウハウ等に関する説明会を開催するなどにより、防犯ボランティア活動への学生、社会人等の現役世代の参加を促進し、自主防犯活動の拡大を図ります。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課・地域課）

③　防犯ネットワークの拡大

警察、関係機関・団体、事業者等が、相互に連携して犯罪被害防止に取り組むことができるよう、防犯ネットワークの拡大に努めます。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課）

④　環境保全による安全・安心まちづくり

整備された快適で明るい環境は犯罪の発生率が低くなることから、河川、道路、海岸、港湾、漁港、都市公園、砂防施設などの美化活動に取り組まれているボランティア団体等を支援します。

（土木部河川課・道路維持課・港湾課・砂防課、水産部漁港漁場課）

数値目標：県管理の公共施設（河川、道路、海岸、港湾、漁港、都市公園、砂防施設）において、ボランティアによる清掃、美化活動を行う愛護活動回数

平成27年度から令和元年度の平均		毎年度
3,270回	→	3,300回

２-（３） 子供・女性を守る取組の推進

①　子供・女性を対象とした防犯指導の実施

防犯講習会等においては、子供・女性が路上等において被害に遭った場合又は被害に遭うおそれがある場合の対処方法、防犯ブザー、防犯ホイッスル等の活用方法及び「子ども１１０番の家」等の利用方法の防犯指導を実施します。

（教育庁児童生徒支援課、警察本部生活安全企画課・少年課・地域課）

②　子供・女性に対する性犯罪等の対策の推進

子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け事案等が発生した段階でこれに的確に対処し、行為者を特定の上、検挙又は指導警告する先制・予防的活動を推進します。

（警察本部人身安全対策課・地域課）

③　子供・女性に対する暴力等事案の対策の推進

児童虐待、ストーカー、配偶者等からの暴力（ＤＶ）、性暴力等により被害を受けている子供・女性に対して、適切な相談対応や支援を実施するとともに、犯罪被害の発生を防止するための措置について指導助言や体制を整備するなどの対策を推進します。

また、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図り、暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めます。

（県民生活環境部交通・地域安全課、男女参画・女性活躍推進室、
こども政策局こども家庭課、警察本部人身安全対策課・少年課・地域課）

④　パトロール活動や見守り活動の充実・強化

地域ぐるみで子供・女性の安全・安心を確保するための防犯活動を促進するための取組を進めるとともに、地域安全情報の提供や防犯ボランティア等との合同パトロール等を実施します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課・少年課・地域課）

⑤　子ども１１０番の家等の支援

「子ども１１０番の家」に対しては、安全情報の提供やマニュアルの提供による支援を行います。

子ども１１０番の家の選定に当たっては在宅する民家、店舗、事業所等を対象とし、適宜、見直しを行うとともに「子ども１１０番の家」の表示は通路から見えやすい場所への掲示を働き掛けます。

（警察本部生活安全企画課・少年課・地域課）

注）子ども１１０番の家等とは、「子ども１１０番の家」、「子ども１１０番のくるま」をいいます。
○「子ども１１０番の家」とは、子供・女性が被害に遭い又は被害に遭うおそれがある場合に

おける一時的な保護と警察等への連絡をしてくれる民家、商店、事業所などをいいます。
○「子ども１１０番のくるま」とは、上記のような保護と連絡をしてくれるタクシー、トラック、郵便局の車両などをいいます。

⑥　子供を犯罪から守るための情報交換の実施

学校と家庭、地域や関係機関・団体との連携強化による情報交換に努めるとともに、学校警察連絡協議会等を一層充実したものとしていきます。

また、少年補導員等、「子ども１１０番の家」等の防犯ボランティアとの情報交換を行っていきます。

（こども政策局こども未来課、教育庁児童生徒支援課、警察本部少年課）

注）学校警察連絡協議会とは、児童・生徒の非行防止のため、県内の小・中学校と警察が情報交換の場として設置するものです。

⑦　安全情報配信システムの有効活用

子供・女性に対する声掛け事案等が発生したり、公然わいせつなどの不審者が目撃された場合、事案の再発防止と被害拡大防止のため、学校等とのファックスネットワークや「安心メール・キャッチくん」など安全情報配信システムを有効活用します。

（警察本部生活安全企画課・人身安全対策課・地域課）

⑧　新聞販売店、コンビニエンスストア等のセーフティステーション活動の支援

痴漢や声掛け事案等の被害者が、駆け込んできた場合の保護や通報を行う新聞販売店、コンビニエンスストア等のセーフティステーション活動に対して、安全情報の提供、交換などの支援を行います。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課）

注）「セーフティステーション」とは、深夜・早朝に従業員がいることから、犯罪被害等に遭遇した場合の一時保護や警察等への通報等を行う店舗をいいます。

数値目標：長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言参加団体数

令和元年度		令和７年度
260団体	→	430団体

２-（４） 子供を健やかに育てるための取組の推進

①　家庭教育支援事業の推進

家庭はすべての教育の出発点であり基本であるという認識に立ち、親としての意識啓発や子育て支援ネットワークの充実を図り、相談体制の整備を進めるとともに、「ながさきファミリープログラム」など家庭教育に関する学習機会を提供することで家庭教育を支援します。

（こども政策局こども家庭課、教育庁生涯学習課、警察本部少年課）

注)「ながさきファミリープログラム」とは、保護者が自身の子育ての悩みや体験についてワークショップを通して語り合うことで共感し、つながり合う中で子育ての不安を取り除くとともに、子育てのヒントを得られるように構成された参加型学習プログラムのことです。

②　ココロねっこ運動の推進

住民や民間事業者が一体となって巡回補導に取り組むなど、「ココロねっこ運動」を通して子供を犯罪や非行から守る活動を推進します。

また、子供の手本となるような大人の行動が求められているため「ココロねっこ運動」への家庭･学校･地域団体･グループ･企業等さまざまな立場の方々の参加を促進し、県民運動の輪を広げていきます。

（こども政策局こども未来課）

③　放課後児童クラブへの支援・設置支援

子育てと仕事の両立支援の必要性が増大していることを背景に、放課後児童クラブに対する需要が高まっており、子供を地域社会の中で、心豊かで健やかに育むため、安全・安心な活動拠点（居場所）を設ける必要があります。

授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成活動を行うとともに、保護者の就労形態等の変化などのニーズにも対応するため、放課後児童クラブの運営を支援し、設置を促進します。

（こども政策局こども未来課）

④　有害図書類等環境浄化の推進

少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類が適切に取り扱われているか、書店、ビデオ店、コンビニエンスストア等に対する立入調査を実施するとともに、長崎県少年保護育成条例の広報啓発に努めます。

（こども政策局こども未来課、警察本部少年課）

⑤　インターネット上の有害情報対策の推進

インターネット上の有害情報から子供を守るため、フィルタリング普及をはじめとした広報啓発を推進します。

（総務部学事振興課、こども政策局こども未来課、教育庁児童生徒支援課、警察本部少年課・サイバー犯罪対策課）

⑥　メディア安全指導員の養成及び派遣

子供を取り巻く、スマートフォンの利用を中心としたインターネットや携帯型ゲームなどのメディアの現状、危険性や対処法等を身近な地域で指導するメディア安全指導員を育成し、県内全域へ派遣します。

（こども政策局こども未来課）

⑦　少年非行防止・健全育成活動の推進

非行少年を生まない社会づくりを推進するため、少年サポートセンターを中核として、少年相談、街頭補導、少年警察ボランティアや関係機関等と協働した立ち直り支援活動、各種非行防止教室の開催など諸活動を通じて、少年の規範意識の向上と社会の絆の強化を図って、将来にわたる犯罪抑止の基盤を確立するための取組を行います。

（警察本部少年課）

注）少年サポートセンターとは、少年補導職員を中核に、問題を抱える少年、被害少年及びその家族に対する専門的支援活動を行う組織です。

注）ここでいう少年非行とは、少年によってなされた犯罪行為、触法行為、将来罪を犯し刑罰法令に触れるおそれがあると認められる行い、喫煙や深夜はいかい、家出、怠学等の不良行為の総称です。

注）ここでいう非行少年とは、犯罪少年及び触法少年をいいます。

⑧　少年の安全・安心を確保するための対策の推進

少年非行、いじめ、児童虐待など、少年の安全・安心を脅かし、犯罪に繋がりかねない事案等を防止するため、県、学校、警察、市町などの関係機関の連携を強化します。

（こども政策局こども家庭課、教育庁児童生徒支援課、警察本部少年課）

数値目標：「ながさきファミリープログラム」の参加者満足度

現状		令和７年度
基準値なし	→	満足度90%以上

数値目標：放課後児童クラブ待機児童数

令和元年度		令和７年度
29人	→	０人

数値目標：非行少年総数の抑止

令和元年		毎年
194人	→	前年を下回る非行少年総数

２-（５） 高齢者・障害者が安全で安心して暮らせる取組の推進

①　高齢者の孤立化防止対策の推進

高齢単身世帯や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、全市町において地域住民や民生委員、老人クラブ、民間事業者、行政などによる個々の見守りが相互に連携し、ＩＣＴ・ＩｏＴ機器等も活用しながら、日常的な安否確認から通報体制まで整えられた多重的な見守りネットワークの構築を支援します。

また、介護保険等の公的なサービスに加え、地域住民の助け合いや有償ボランティア等によるインフォーマルなサービスの創出を促進し、高齢者の生活を支援します。

さらに、老人クラブへの加入を促進し、社会参加活動を支援するとともに、シルバー防犯パトロール隊等の自主防犯活動を支援します。

（地域振興部地域づくり推進課、県民生活環境部食品安全・消費生活課、福祉保健部長寿社会課、警察本部生活安全企画課）

②　高齢者の実態及びニーズの把握

高齢者の居住状況、犯罪被害の状況、各種保護・支援等を必要とする状況などを把握するとともに関係機関で共有し、「高齢者が安全で安心して暮らせる取組の推進」に係る各事業の効果的な実施を図ります。

（警察本部生活安全企画課・地域課）

③　保護対策の推進

高齢者の行方不明事案に対処するため、関係機関、団体、企業等で構成する「はいかい老人ネットワーク」の活用、県域を越えた捜索の場合は各県に協力依頼を行うなど、行方不明高齢者の早期発見・保護に努めます。

また、県内外で身元不明のまま保護されている方については、県が設置している「身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト」を活用し、県内外で身元不明のまま保護されている方の情報や地域包括支援センターの情報等を掲載したり、警察本部及び各警察署における閲覧資料の備付けにより、早期の身元特定に努めます。

（福祉保健部長寿社会課、警察本部人身安全対策課・地域課）

④　独居高齢者等の援助活動の推進

関係機関・団体が連携した高齢者世帯の巡回訪問活動を推進し、事件・事故の防犯広報等に努めます。

（警察本部生活安全企画課・地域課）

⑤　犯罪被害防止のための電話相談や啓発活動の推進

高齢者等が、悪質商法や特殊詐欺などの犯罪被害に遭わないため、高齢者専用相談ダイヤルによる電話相談や防犯講話の実施、広報等による啓発活動を推進します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、食品安全・消費生活課、警察本部広報相談課・生活安全企画課・地域課・交通企画課課）

⑥　高齢者の尊厳を保持するための取組の推進

高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、県民向けセミナー等による介護知識の周知などの啓発、介護施設等の管理者・職員への研修による権利擁護の推進、虐待対応にかかわる市町や地域包括支援センター職員への研修等による相談窓口の強化、地域における虐待防止ネットワークの構築支援等によって、虐待を未然に防止するとともに、早期に発見して適切に対応できる体制の整備を推進します。

また、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じる等して、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努めます。

（福祉保健部長寿社会課、警察本部人身安全対策課）

⑦　障害者の尊厳を保持するための取組の推進

障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、関係機関が虐待問題に対する意識を高く持ち、保健・医療・福祉・労働者等の関係者や地域組織との協力連携、ネットワークの構築等によって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整え、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ります。

また、障害者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じる等して、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努めます。

（福祉保健部障害福祉課、警察本部生活安全企画課・人身安全対策課）

数値目標：高齢者を守るための防犯講習の受講者数

平成29年から令和元年の平均		毎年
28,355人	→	３万人

数値目標：権利擁護に関する研修の受講者数

令和元年度		毎年度
361人	→	500人

数値目標：高齢者の暮らしを支える有償ボランティア等助け合い活動を行う団体数

令和元年度		令和７年度
70団体	→	330団体

３　犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた『環境づくり』

３-（１）　犯罪の防止に配慮した道路等づくり

①　道路の整備

○　歩道の整備

歩道が必要な道路については、整備を進めていきます。

また、車両からのひったくりや痴漢、子供の連れ去り事件等が予想される特定の地域においては、犯罪防止のため、犯罪を行おうとする者が歩行者等に近づきにくいように、可能な限り、周囲からの見通しを確保し、ガードレール、植栽等の整備を進めていきます。

（土木部道路建設課・道路維持課）

○　照明設備等の整備

地下道や夜間の道路での重要事件の発生や同一事件が連続発生した場合のほか、道路の暗がり等についても、地域住民と協働して安全点検を実施し、市町との連携により、照明設備の整備に努めます。

（土木部道路維持課、警察本部生活安全企画課）

②　公園の維持・保全

公園が痴漢や連れ去りなどの犯罪行為の場所とならないよう、必要に応じて照明灯の設置等、施設計画や管理面での十分な配慮を継続して行います。

犯罪の防止に配慮した公園とするため、関係機関との協働による現場診断を行い、見通しの確保や照度の確保に配慮した公園の構造・設備の改善、必要な箇所への非常ベルや赤色灯などの防犯設備の整備等を進めていきます。

（土木部道路維持課・港湾課・砂防課、警察本部生活安全企画課）

③　駐車場の維持・保全

駐車場については、必要に応じて、周囲からの見通しを確保できる外周柵等の設置、必要な照度を確保した照明器具の整備、防犯カメラや非常ベルの防犯設備の整備など、犯罪の防止に配慮した駐車場づくりを目指します。

警察署長は、管轄区域の駐車場の設置者等に対して、犯罪発生状況等の提供や、防犯設備の設置要領等の技術的助言を行うように努めます。

（土木部道路維持課・港湾課・建築課・営繕課・住宅課・砂防課、警察本部生活安全企画課）

④　防犯カメラの設置拡充に向けた取組の推進

防犯カメラの設置については、公共空間等における安全の見守り、犯罪抑止等の効果が期待されることから、自治体、地域住民、事業者等と連携しつつ、地域主体による防犯カメラの設置拡充に向けた取組みを推進します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課）

⑤　犯罪の防止に配慮した道路等に関する指針に基づく整備と普及

犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場とするため、「道路等に関する指針」に基づいて、照明設備、見通しの確保、盗難防止措置等必要な整備に努めるとともに、設置者、管理者等に対して道路等に関する指針についての普及を進めていきます。

（土木部道路建設課・道路維持課・港湾課、水産部漁港漁場課、警察本部生活安全企画課・交通規制課）

数値目標：県管理の国県道で交通安全整備事業として、今後５ヶ年で整備する歩道の延長

現状		令和３年度から令和７年度
基準値なし	→	12.5ｋｍ

３-（２） 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

①　安全・安心な共同住宅の整備

防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、周囲からの見通しを確保した敷地内の配置計画、動線計画を行い、玄関ドアに防犯性能の高いカギの採用、外部からの見通しのできる開口部のあるエレベーターの採用等防犯性能の高い公共住宅の整備に努めます。

（土木部建築課・営繕課・住宅課）

②　防犯機器の普及啓発

防犯性能の高い住宅を普及させるため、県防犯協会連合会や防犯設備事業者等と連携し、イベント等の機会において住宅のドア・窓・錠、センサーライトなど防犯機器等の普及啓発を図ります。

（土木部住宅課、県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課）

③　防犯設備士との連携

犯罪の発生しにくい住宅環境づくりをすすめるため、防犯設備に関する専門的知識を有した防犯設備士との連携に努めます。

（県民生活環境部交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課）

④　長崎県防犯住宅推進制度の普及啓発

防犯に配慮した住宅の普及促進のため、長崎県防犯住宅推進制度の普及啓発を図ります。

（県民生活環境部交通・地域安全課、土木部住宅課）

注）長崎県防犯住宅推進制度とは、長崎県内において防犯に配慮した住宅の普及促進を図るため、「長崎県防犯に配慮した住宅」の建設基準に適合する住宅を建設または購入する方に対して、地元金融機関が【フラット35】の融資金利または融資手数料の引き下げを実施する制度です。

⑤　住宅に関する指針に基づく整備と普及

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等とするため、「住宅に関する指針」に基づいて、共同住宅の共同出入口、エレベーターホール、自動車駐車場等の安全管理の整備に努めるとともに、建築事業者等に対して住宅に関する指針についての普及を進めていきます。

（土木部建築課・営繕課・住宅課、警察本部生活安全企画課）

３-（３） 犯罪の防止に配慮した商業施設等の環境整備促進

①　大規模商業施設等への防犯情報の提供、防犯対策の啓発

大規模商業施設（店舗面積の合計が 3,000 平方メートル以上の商業施設をいう。）及び付属駐車場における犯罪の未然防止のため、防犯責任者の指定を働きかけるとともに防犯情報を積極的に提供して、防犯体制の整備を働きかけるなど、防犯対策の啓発を行います。

（産業労働部経営支援課、警察本部生活安全企画課・少年課）

②　金融機関・深夜商業施設における防犯訓練及び防犯機能の向上

金融機関、深夜商業施設対象強盗事件の未然防止のため、発生時の対処要領等の習得を目的とした強盗防犯訓練や防犯設備の機能の向上を支援します。

（警察本部生活安全企画課・地域課）

③　商店街振興組合等が行う街路灯、防犯カメラの設置支援

地域のにぎわいの拠点となる商店街の振興は、地域コミュニティの再生や防犯、生活安全機能の強化にもつながることから、商店街振興組合等が、自ら策定した「商店街活性化プラン」に基づき実施する街路灯、防犯カメラ設置等共同施設の整備に対し、支援を行います。

（産業労働部経営支援課）

④　大規模商業施設に関する指針に基づく防犯環境整備の促進

犯罪の防止に配慮した大規模商業施設の構造、設備等とするため、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した大規模商業施設の構造、設備等に関する指針」に基づき、設置者、事業者（以下「設置者等」という。）に対して、防犯点検の実施や、防犯カメラ、非常ベル等の適正な設置、付属駐車場の安全管理等について整備を働きかけ、設置者等に対して大規模商業施設に関する指針の普及を進めます。

（産業労働部経営支援課、警察本部生活安全企画課）

３-（４） 学校等における子供の安全確保のための取組の推進

①　防犯訓練の実施

学校への不審者侵入などの不測の事態に的確に対応し、児童生徒等への危害を未然に防ぐための教職員の防犯訓練や、不審者の声かけなどに適切に対応するための児童生徒の防犯訓練等を学校の実態に応じて計画的に行います。

また、児童福祉施設においても、不審者の侵入等に対応する危機管理体制を推進します。

（総務部学事振興課、県民生活環境部交通･地域安全課、こども政策局こども未来課･こども家庭課、教育庁児童生徒支援課、警察本部生活安全企画課・少年課）

②　教職員等に対する防犯教室等の推進

学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進することができるよう、研修会を開催して防犯教室の指導者となる教職員を育成した上で、教職員の資質向上を図ります。

（教育庁児童生徒支援課）

③　児童生徒に対する相談体制づくりの推進

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校へのカウンセラーや相談員の配置・派遣と相談窓口の設置、相談業務の円滑な推進のための連絡会や研修を実施します。

（教育庁児童生徒支援課）

④　学校安全体制の整備促進

各学校においては、実態に応じた学校安全計画や危険等発生時対応要領を作成するほか、学校等における児童生徒の安全を地域全体で見守る体制づくりを推進します。

（教育庁児童生徒支援課）

⑤　学校等に関する指針に基づく安全確保

学校及び児童福祉施設における児童等の安全の確保のため、「学校等に関する指針」に基づいて、子供への安全教育の充実、保護者、地域及び関係団体との連携などを進めていきます。

（こども政策局こども未来課・こども家庭課、教育庁児童生徒支援課、警察本部生活安全企画課・少年課）

数値目標：児童生徒に対し防犯教室を実施している学校の割合

平成30年度		令和７年度
91.8%	→	100%

３-（５） 通学路等における子供の安全確保のための取組の推進

①　子ども１１０番の家の周知徹底と安全マップの作成・更新

通学路等における「子ども１１０番の家」を正確に把握してマップを作成するほか、ウォークラリーなどの行事を開催し、子供及びその保護者に対して「子ども１１０番の家」の周知を徹底します。

また、通学路等における危険箇所を図示した「安全マップ」を作成します。両マップとも、実効性のあるものとなるよう、定期的に見直しを行います。

（教育庁児童生徒支援課、警察本部生活安全企画課）

②　通学路等におけるパトロール・見守り活動の推進

児童生徒等の登下校時の安全確保のため、少年補導員、青少年健全育成協議会、ＰＴＡ、地域住民等と連携し、地域ぐるみで集団登下校の指導や学校周辺及び通学路でのパトロール活動、見守り活動を行います。

また、事件・事故の未然防止を図るため、あいさつ等の声掛け運動を推進します。

（県民生活環境部交通･地域安全課、こども政策局こども未来課、教育庁児童生徒支援課、警察本部生活安全企画課・少年課・地域課・交通企画課）

③　通学路等における児童等の安全確保の要請

通学路等において児童等の安全を確保するために、付近住民に対し児童等の安全確保のため必要がある場合の警察への通報、児童等の安全な場所への避難誘導、保護者への連絡等適宜の対応を取ることを地域住民へ働きかけます。

（こども政策局こども未来課、教育庁児童生徒支援課、警察本部生活安全企画課・少年課）

④　通学路等に関する指針に基づく整備と普及

通学路や児童等が日常的に利用している公園、広場等の安全の確保のため、「通学路等に関する指針」に基づいて、児童等への安全教育の充実、通学路等の安全な環境の整備に努めるとともに、児童の保護者、地域住民等に対して通学路等に関する指針の普及を進めます。

（こども政策局こども未来課・こども家庭課、教育庁児童生徒支援課、警察本部生活安全企画課・少年課）

数値目標：関係機関や地域の団体、PTA 等と連携して、登下校時の見守り活動をしている学校の割合

平成30年度		令和７年度
100%	→	100%維持

３-（６） 観光旅行者等の安全を確保するための取組の推進

①　観光業界へのインターネットによる情報の提供

観光業界による自主的な安全対策が講じられるよう、ホテル･旅館、タクシーなどの交通機関に対して、犯罪発生状況や未然防止対策に関する情報をインターネットにより提供します。

（県民生活環境部交通・地域安全課、文化観光国際部観光振興課、警察本部生活安全企画課）

②　観光旅行者等の犯罪被害防止対策の推進

観光旅行者等に対する犯罪の未然防止対策として、観光地周辺地域への防犯カメラの設置に向けた取組を推進します。また、観光協会や旅館業組合など関係団体と連携を図り、観光旅行者等が犯罪被害に遭わないような取組を施設管理者等へ働きかけます。

広報啓発用の文書を作成する際には、外国人観光客にも分かりやすいものにするよう工夫します。

（文化観光国際部観光振興課・国際観光振興室、警察本部生活安全企画課）

③　防犯検討会の開催、防犯設備の保守点検

ホテル、旅館等の宿泊施設の管理者等に対し、従業員に対する指導・研修・訓練等に努めること、及び防犯設備の計画的な保守点検を行うことを働きかけます。

（文化観光国際部観光振興課、警察本部生活安全企画課）

④　修学旅行生の安全確保

本県への修学旅行を計画している学校については、その要請に応じて必要な手配等を行うことにより、児童生徒の事件事故等を未然に防止するよう努めます。

（警察本部少年課）

第５章　推進体制

第１節　長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議

県民と一体となって安全･安心まちづくりに関する各種施策を推進するため、県、市町、県民及び事業者等の代表者などで構成する「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議」を中心に、支部や各市町の推進組織との連携を図りながら、全県的に安全･安心まちづくりに関する施策を展開していきます。

第２節　長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進会議

知事を会長とする「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進会議」を中心に、知事部局、教育庁、警察本部の行政機関が一体となって、犯罪のない安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進します。

第３節　市町との連携

県は、市町が自らの犯罪のない安全・安心まちづくりの実現に向けた取組が推進されるよう働きかけを行うとともに、情報の提供及び技術的助言、その他の必要な支援を行います。

第４節　事業者との連携

事業者は犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深め、事業者自身が自らの施設の防犯に配慮した対策を推進するとともに、地域の一員として防犯活動への積極的参加が図られるよう､県民会議等を通じて連携を推進します。

第６章　数値目標

番号	数値目標	基準年 基準値	目標年 目標値	頁
1	サイバーセキュリティ講話の受講者数	H29年～R元年の平均 12,599 人	毎年 13,000 人以上	22
2	交通安全教育の受講者数	H27年～R元年の平均 461,014 人	毎年 42 万人以上	22
3	県民への薬物乱用防止に係る講演会等の開催回数	H28年度～H30年度の平均 108 回	令和７年度 110 回以上	22
4	薬物乱用防止教室・非行防止教室の参加人数	R元年 77,469 人	毎年 ８万人以上	22
5	犯罪被害者等支援に関する広報・意識啓発活動の対象者数	R元年度 74,400 人	毎年度 75,000 人以上	22
6	安全・安心に関する情報発信数	R元年 3,442 件	毎年 3,500 件以上	23
7	防災推進員の新規養成者数	R２年度 120 人	R７年度 120 人	24
8	県管理の公共施設（河川、道路、海岸、港湾、漁港、都市公園、砂防施設）において、ボランティアによる清掃、美化活動を行う愛護活動回数	H27年度～R元年度の平均 3,270 回	毎年度 3,300 回	25
9	長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言参加団体数	R元年度 260 団体	R７年度 430 団体	27
10	「ながさきファミリープログラム」の参加者満足度		R７年度 満足度 90%以上	29
11	放課後児童クラブ待機児童数	R元年度 29 人	R７年度 ０人	29
12	非行少年総数の抑止	R元年 194 人	毎年 前年を下回る非行少年総数	29
13	高齢者を守るための防犯講習の受講者数	H29年～R元年の平均 28,355 人	毎年 ３万人	31
14	権利擁護に関する研修の受講者数	R元年度 361 人	毎年度 500 人	31
15	高齢者の暮らしを支える有償ボランティア等助け合い活動を行う団体数	R元年度 70 団体	R７年度 330 団体	31
16	県管理の国県道で交通安全整備事業として、今後５ヶ年で整備する歩道の延長		R３年度～R７年度 12.5km	33
17	児童生徒に対し防犯教室を実施している学校の割合	H30 年度 91.8%	R７年度 100%	36
18	関係機関や地域の団体、PTA 等と連携して、登下校時の見守り活動をしている学校の割合	H30 年度 100%	R７年度 100%維持	37

参考資料

1　長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例

2　推進体制

（1）長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議規約

（2）長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進会議要綱

1　長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例

目次

第1章　総則（第1条―第11条）
第2章　犯罪の防止に配慮した道路等の環境整備（第12条―第15条）
第3章　犯罪の防止に配慮した住宅の環境整備（第16条―第18条）
第4章　犯罪の防止に配慮した商業施設等の環境整備（第19条―第21条）
第5章　学校等における児童等の安全の確保（第22条―第26条）
第6章　観光旅行者等の安全の確保（第27条）
第7章　雑則（第28条）
附則

第1章　総則

（目的）

第１条　この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全･安心まちづくりを推進し、もって県民、観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第２条　犯罪のない安全・安心まちづくり（地域社会における県民、事業者その他これらのものが組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動の推進及び犯罪の防止に配慮した環境の整備をいう。以下同じ。）は、県、市町村及び県民等の連携及び協力の下に、推進されなければならない。

（県の責務）

第３条　県は、市町村及び県民等と連携し、及び協力して、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を実施する。

２　県は、前項の施策を実施するに当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

（県民の責務）

第４条　県民は、犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深め、自ら安全の確保に努めるとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

２　県民は、県がこの条例に基づき実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深めるとともに、その所有し、又は管理する施設の管理及び事業活動を行うに当たり、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

２　事業者は、県がこの条例に基づき実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第６条　県は、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力することができる体制（以下「推進体制」という。）を整備するものとする。

（行動計画の策定）

第７条　県は、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

２　行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）犯罪のない安全・安心まちづくりに関する目標

（2）前号に掲げるもののほか、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　県は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び推進体制の意見を聴くものとする。

４　県は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

５　前２項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（広報活動等）

第８条　県は、犯罪のない安全・安心まちづくりについての県民の関心及び理解を深めるため、広報活動及び啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間）

第９条　県は、犯罪のない安全・安心まちづくりの啓発を図るため、犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間を設けるものとし、その期間は10月11日から同月20日までとする。

（自主的な活動に対する支援）

第１０条　県は、県民等が行う犯罪のない安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を促進するため、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

（市町村が実施する施策に対する支援）

第１１条　県は、市町村が実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策に関し、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

第2章　犯罪の防止に配慮した道路等の環境整備

（犯罪の防止に配慮した道路等の普及）

第１２条　県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

（道路等に関する指針）

第１３条　知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（以下「道路等に関する指針」という。）を策定するものとする。

２　第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定は、道路等に関する指針を策定し、又は変更する場合に準用する。

（犯罪の防止に配慮した道路等とするための措置）

第１４条　道路等を設置し、又は管理する者は、道路等に関する指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（駐車場等の設置者又は管理者に対する情報の提供等）

第１５条　警察署長は、自動車駐車場又は自転車等駐車場（以下「駐車場等」という。）を設置し、又は管理する者に対し、当該駐車場等における犯罪の防止のために必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章　犯罪の防止に配慮した住宅の環境整備

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第１６条　県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

（住宅に関する指針）

第１７条　知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（以下「住宅に関する指針」という。）を策定するものとする。

２　第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定は、住宅に関する指針を策定し、又は変更する場合に準用する。

（犯罪の防止に配慮した共同住宅とするための措置）

第１８条　共同住宅を建築しようとする者又は共同住宅を所有し、若しくは管理する者は、住宅に関する指針に基づき、当該共同住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章　犯罪の防止に配慮した商業施設等の環境整備

（大規模商業施設に関する指針）

第１９条　公安委員会は、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗で公安委員会規則で定めるもの（以下「大規模商業施設」という。）

について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（以下「大規模商業施設に関する指針」という。）を策定するものとする。

２　第７条第３項から第５項までの規定は、大規模商業施設に関する指針を策定し、又は変更する場合に準用する。

（犯罪の防止に配慮した商業施設等とするための措置）

第２０条　大規模商業施設を設置する者又は大規模商業施設において事業を営む者は、大規模商業施設に関する指針に基づき、当該大規模商業施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　深夜（午後10時から翌日の午前６時までの間をいう。）において営業する商業施設で公安委員会規則で定めるもの（以下「深夜商業施設」という。）を設置する者又は深夜商業施設において事業を営む者は、当該深夜商業施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　銀行、信用金庫、労働金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第２項に規定する貸金業者（以下「金融機関」という。）は、その営業の用に供する店舗等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（商業施設等の設置者又は事業者若しくは管理者に対する情報の提供等）

第２１条　警察署長は、前条各項に掲げる者（同条各項に掲げる施設等を管理する者を含む。）に対し、当該施設等における犯罪の防止のために必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章　学校等における児童等の安全の確保

（教育に係る取組の支援）

第２２条　県は、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が犯罪の被害者又は加害者にならないようにすることその他の児童等の安全の確保のために、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校で高等課程を置くものをいう。以下同じ。）及び児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条に規定する児童福祉施設をいう。）の管理者が自ら行い、並びに家庭及び地域社会と連携して行う教育に係る取組を支援するものとする。

（学校等に関する指針）

第２３条　知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童等の安全の確保のための指針（以下「学校等に関する指針」という。）を策定するものとする。

（学校等の施設内における児童等の安全の確保のための措置）

第２４条　学校等を設置し、又は管理する者は、学校等に関する指針に基づき、当該学校等の施設内において児童等の安全の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（通学路等に関する指針）

第２５条　知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、児童等の通学又は通園の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全の確保のための指針（以下「通学路等に関する指針」という。）を策定するものとする。

２　第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定は、学校等に関する指針及び通学路等に関する指針を策定し、又は変更する場合に準用する。

（通学路等における児童等の安全の確保のための措置）

第２６条　学校等の管理者、児童等の保護者、通学路等の管理者及び地域住民並びに警察署長は、通学路等に関する指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全の確保を図るために連携して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　県民は、通学路等において、児童等の生命又は身体の安全を確保する必要があると認める場合には、警察官への通報、誘導その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

第6章　観光旅行者等の安全の確保

（観光旅行者等の安全の確保のための措置）

第２７条　県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章　雑則

（規則への委任）

第２８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条、第 15 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 24 条及び第 26 条の規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成 17 年規則第 91 号で平成 18 年 1 月 1 日から施行）

附　則（平成 20 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

２　推進体制

（１）長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議規約

（名　称）

第１条　この会議は、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　県民会議は、県民、各種団体、事業者、県、市町等の協働による犯罪のない安全・安心まちづくりを県民一体となって展開することにより、県民及び観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　県民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策を推進すること。

（2）行動計画、防犯指針の変更に関し提言をすること。

（3）構成団体等による自主的防犯活動を促進、支援すること。

（4）構成団体相互の情報交換と連携を強化すること。

（5）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

（県民会議の構成）

第４条　県民会議は、県民、各種団体、事業者、県、市町等（以下「団体等」という。）で構成する。

２　県民会議の構成員は、別表１に掲げる団体等の代表者等及び個人とする。

（役　員）

第５条　県民会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、長崎県知事をもって充てる。

３　副会長は、長崎県副知事（県民生活環境部担当）及び別表１に掲げる団体等の中から会長が指名する者をもって充てる。

（運　営）

第６条　会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

２　県民会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

３　会長は、必要があると認めるときは、県民会議に委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順序に従い副会長がその職務を代行する。

（幹事会）
第７条　県民会議の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。
２　幹事会は、代表幹事及び幹事もって構成する。
３　代表幹事は、長崎県県民生活環境部長をもって充てる。
４　代表幹事は、幹事会を招集し、その議長となる。
５　幹事は、別表２に掲げる団体等から推薦された者をもって充てる。

（支　部）
第８条　第２条の目的を達成するため、必要な地区に支部を置くことができる。

（事務局）
第９条　　県民会議の事務局を長崎県県民生活環境部交通・地域安全課に置く。

（雑　則）
第１０条　この規約に定めるもののほか、県民会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この規約は、平成１７年９月１６日から施行する。

この規約は、平成１８年６月１９日から施行する。

この規約は、平成１９年６月１日から施行する。

この規約は、平成２０年６月２日から施行する。

この規約は、平成２１年６月２日から施行する。

この規約は、平成２２年５月２５日から施行する。

この規約は、平成２３年６月８日から施行する。

この規約は、平成２４年６月７日から施行する。

この規約は、平成３０年６月４日から施行する。

この規約は、令和２年６月２２日から施行する。

別表１（第４条関係）　　（順不同）

番号	区　　分	団　　体　　等　　名
1	県民	個人
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	各種団体	（公財）長崎県老人クラブ連合会 （一財）長崎県地域婦人団体連絡協議会 長崎県生活学校連絡協議会 長崎県警友会連合会 （一社）長崎県医師会 長崎県弁護士会 日本放送協会長崎放送局 （株）長崎新聞社 国立大学法人長崎大学 長崎県校長会 長崎県高等学校長協会 長崎県私立中学高等学校協会 長崎県私立幼稚園連合会 （一社）長崎県保育協会 長崎県公立高等学校ＰＴＡ連合会 長崎県ＰＴＡ連合会 長崎県私立中学高等学校ＰＴＡ連合会 （公社）長崎県防犯協会連合会 大村市竹松地区防犯協会 長崎県少年補導員連絡協議会 浦上警察署管内少年を守る母の会連合会
23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37	事業者	長崎県二輪車自転車商協同組合 （一社）長崎県建設業協会 （一社）長崎県建築士会 （一社）長崎県警備業協会 日本ロックセキュリティ協同組合九州ブロック長崎支部 長崎県中小企業団体中央会 長崎県商工会議所連合会 長崎県商工会連合会 （一社）長崎青年会議所 浜市商店連合会 させぼ四ヶ町商店街協同組合 （株）ファミリーマート九州リージョン 長崎県金融機関防犯連絡協議会 日本貸金業協会長崎県支部 （一社）長崎県観光連盟
38 39 40 41	県	長崎県知事 長崎県副知事（県民生活環境部担当） 長崎県警察本部長 長崎県教育長
42 43	市町	長崎県市長会 長崎県町村会
44 45 46	県民会議支部	壱岐支部 新上五島支部 五島支部

別表２（第７条関係）　　（順不同）

番号	区　　分	団　　体　　等　　名
1 2 3 4 5 6	各種団体	（公財）長崎県老人クラブ連合会 （一財）長崎県地域婦人団体連絡協議会 （公社）長崎県防犯協会連合会 長崎県少年補導員連絡協議会 長崎県校長会 長崎県ＰＴＡ連合会
7 8 9 10 11 12 13	事業者	（一社）長崎県建設業協会 （一社）長崎県建築士会 長崎県中小企業団体中央会 長崎県商工会議所連合会 長崎県商工会連合会 浜市商店連合会 日本貸金業協会長崎県支部
14 15 16	県	長崎県県民生活環境部 長崎県警察本部生活安全部 長崎県教育庁
17	市町	長崎県市長会

（2）長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進会議要綱

（目　的）

第１条　個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪を防止し、県民、観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができるように犯罪のない安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「長崎県犯罪のない安全･安心まちづくり推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画の推進に関すること。

（2）長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり防犯指針の普及に関すること。

（3）長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画及び防犯指針の変更・修正に関すること。

（4）長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議の支援に関すること。

（5）その他長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進上の重要事項に関すること。

（組　織）

第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、知事をもって充てる。

３　副会長は、副知事（県民生活環境部担当）、警察本部長及び教育長をもって充てる。

４　委員は、別表１に掲げる者をもって充てる。

（職　務）

第４条　会長は、推進会議の事務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、副知事である副会長がその職務を代行する。

（会　議）

第５条　推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

２　会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

（幹事会）

第６条　推進会議の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

３　幹事長は、交通・地域安全課長をもって充てる。

４　幹事は、別表２に掲げる者をもって充てる。

５　幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

（作業部会）

第７条　幹事会の円滑な運営に資するため、作業部会を置く。

２　作業部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

３　部会長は、幹事長が指名する者を充てる。

４　部会員は、各課（室）の幹事が所属する課（室）の職員をもって充てる。

５　作業部会は、部会長が招集し、これを主宰する。

（庶　務）
第８条　推進会議、幹事会及び作業部会の庶務は、交通・地域安全課に置きその事務を行う。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、会長が定める。

附　則
この要綱は、平成１７年５月１７日から施行する。

この要綱は、平成１７年８月２９日から施行する。

この要綱は、平成１８年６月１３日から施行する。

この要綱は、平成１９年５月９日から施行する。

この要綱は、平成２０年５月１４日から施行する。

この要綱は、平成２１年５月１５日から施行する。

この要綱は、平成２２年５月１４日から施行する。

この要綱は、平成２３年５月１８日から施行する。

この要綱は、平成２４年５月１８日から施行する。

この要綱は、平成２６年５月９日から施行する。

この要綱は、平成２７年５月８日から施行する。

この要綱は、平成２７年１１月２０日から施行する。

この要綱は、平成２９年５月１７日から施行する。

この要綱は、平成３０年５月１８日から施行する。

この要綱は、令和元年５月８日から施行する。

この要綱は、令和２年５月２２日から施行する。

この要綱は、令和２年１１月２４日から施行する。

（別表１）

	構　　成　　員
委　　員	危機管理監 企画部長 総務部長 地域振興部長 文化観光国際部長 県民生活環境部長 福祉保健部長 福祉保健部こども政策局長 産業労働部長 水産部長 農林部長 土木部長 警察本部警務部長 警察本部生活安全部長 警察本部地域部長 警察本部交通部長

（別表２）

	構　　成　　員	
幹　　事	危機管理監	危機管理課長
	企　画　部	政策企画課長
	総　務　部	学事振興課長 広報課長 情報システム課長
	地域振興部	地域づくり推進課長
	文化観光国際部	観光振興課長
	県民生活環境部	男女参画・女性活躍推進室長 人権・同和対策課長 食品安全・消費生活課長
	福祉保健部	薬務行政室長 長寿社会課長 障害福祉課長
	福祉保健部こども政策局	こども未来課長 こども家庭課長
	産業労働部	経営支援課長
	水　産　部	漁政課長
	農　林　部	農政課長
	土　木　部	道路建設課長 道路維持課長 港湾課長 河川課長 建築課長 住宅課長
	教　育　庁	児童生徒支援課長 生涯学習課長 体育保健課長
	警察本部警務部	犯罪被害者支援室長
	警察本部生活安全部	生活安全企画課長 人身安全対策課長 少年課長 サイバー犯罪対策課長
	警察本部地域部	地域課長
	警察本部交通部	交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長

第４次長崎県犯罪のない

安全・安心

まちづくり行動計画

～犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指して～

長崎県

県民生活環境部 交通・地域安全課
〒850-8570　長崎市尾上町３番１号
TEL　095-824-1111（代表）
　　095-895-2316（直通）